

社会福祉法人アルマ会定款

第1章 総則

(目的)

第1条

この社会福祉法人(以下「法人」という)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

保育所 アルマ保育園の設置経営

保育所 アミア保育園の設置経営

(名称)

第2条

この法人は、社会福祉法人アルマ会という。

(経営の原則)

第3条

この法人は社会福祉事業の主たる担い手として相応しい事業を、確実に効果的、かつ適正に行うため、自主的にその経営の基盤強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第4条

この法人の事務所を大阪市平野区瓜破4丁目2番32号に置く。

第2章 役員報酬及び職員

(役員定数)

第5条

この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 10名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊な関係がある者が、理事のうち2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条

役員任期は2年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることがある。
- 3 理事長任期は理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条

理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は理事会において選任する。
- 3 監事はこの法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することはできない。

(役員報酬等)

第8条

役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条

この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。但し日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事または監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意志を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議において、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要項及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務代理人)

第10条

理事長に事故のあるとき、または欠けたときは理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項、及び双方代理となる事項において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条

監事は、理事の業務執行状況、及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監事監査報告書を作成し、理事会及び大阪市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは理事会に出席して意見を述べる

ものとする。

(職員)

第12条

この法人に職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という)理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は理事長が任免する。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条

この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 大阪市平野区瓜破4丁目59番1所在の

鉄筋コンクリート造陸屋根3階建(家屋番号59番1)

アルマ保育園

園舎 1棟(578.80平方メートル)

附属建物(符号1)

倉庫 1棟(6.00平方メートル)

(2) 土地

大阪市平野区瓜破4丁目

52番1 168.59平方メートル(宅地)

53番1 224.03平方メートル(宅地)

54番1 165.28平方メートル(宅地)

59番1 330.57平方メートル(宅地)

大阪府松原市西野々1丁目

43番1 467.48平方メートル(宅地)

43番4 411.84平方メートル(宅地)

44番2 125.00平方メートル(雑種地)

(3) 大阪府松原市西野々1丁目43番地1、43番地4、44番地2所在の
鉄筋コンクリート陸屋根2階建(家屋番号43番1)

アミア保育園

園舎 1棟(690.19平方メートル)

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げる為必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条

基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て大阪市長の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、大阪市長の承認は必要としない。

(資産の管理)

第15条

この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(特別会計)

第16条

この法人は特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条

この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条

この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2カ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を

得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えておくとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者、その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上、繰越金を生じたときは、次の会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 19 条

この法人の下記計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 20 条

この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第 21 条

予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担を私、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 4 章 解散及び合併

(解散)

第 22 条

この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 23 条

解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第24条

合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第25条

この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条

この法人の公告は、社会福祉法人アルマ会の掲示場等に掲示する。

(施行細則)

第27条

この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則 1 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	小澤 俊治				
理 事	小澤 宏	理 事	森田 輝彦		
理 事	増田 充	理 事	明地 幸三		
理 事	甲田 博正	理 事	壺井 美次		
理 事	中島 英美	理 事	中井 香		
理 事	坂本 左知子	理 事	木村 尚子		
監 事	森田 昭信	監 事	山岸 俊昭		

2 第6条の規定にかかわらず設立当初の役員の任期は平成16年3月31日までとする。

社会福祉法人アルマ会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条

この細則は、社会福祉法人アルマ会定款第27条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事会

(議決事項)

第2章

理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告、決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の処分、担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 法人運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約
- (11) 寄付金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散、解散した場合による残余財産の帰属者の選定
- (13) 新たな事業の経営又は受託
- (14) 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選定
- (15) その他法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第3条

理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査報告
- (2) 監督官庁が実施した監査指導の結果(改善指示がある場合はその改善状況)
- (3) 法人定款第9条の規定により理事長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第4条

理事長は理事会を開催するときは、書面をもって召集日の7日前までに各理事に通知をするものとする。

- 2 前項の書面には、提出議案書等を添付するものとする。

(関係者の出席)

第5条

議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容について説明させることができる。

(議事録)

第6条

議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

- 2 議長は、議事録の正確を期する為適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。
- 4 作成した議事録は、次回の理事会で各理事に供覧するものとする。

(欠席理事への報告)

第7条

理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面

等を理事会終了後 14 日以内に送付又は報告するものとする。

第 3 章 監事

(監査の実施)

第 8 条

法人定款第 11 条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書作成後速やかに実施するものとする。

- 2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。
- 3 監事は、前 2 項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第 9 条

監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印のうえ、理事長に提出するものとする。

第 4 章 役員を選任

(選任手続)

第 10 条

理事長は、役員任期満了直前の理事会において、次期役員となるべく候補者を選考しなければならない。

- 2 理事長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認する為、事前に身分証明書等及び履歴書を徴するものとする。
- 3 理事長は、理事会の同意を得たうえで、選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。
- 4 委嘱状を交付された役員は、14 日以内に就任承諾書を理事長にあてに提出しなければならない。

(中途退任)

第 11 条

役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第 12 条

役員欠員の補充については、第 10 条の規定を準用する。

(役員名簿)

第 13 条

理事長は役員選任後速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第 5 章 事務の専決

(事務の専決)

第 14 条

理事長又は園長が専決できる事項は、別表 1 のとおりとする。

(専決の報告)

第 15 条

理事長又は園長が専決することが出来る事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書または口頭により理事会に報告しなければならない。

別表1

理事長専決事項

- 1 職員の任免に関する事。(園長の任免、臨時職員の任免は除く)
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。(法人運営に重大な影響があるものは除く)
- 3 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- 4 工事又は製造の請負、業務委託契約においては、100万円を超え250万円以下の契約、物品の購入においては、100万円を超え150万円以下の契約を締結すること。
- 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のために支出で予算計上されていない1件150万円以下のもの
- 6 運用財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く)のうち損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得金額が1件500万円未満のもの処分に関する事。
- 7 予算上の予備費の支出
- 8 寄附金の受入に関する決定(法人運営に重大な影響があるものを除く)
- 9 役員及び園長の旅行命令及び復命に関する事
- 10 園長の職務に関する諸願の許可又は承認に関する事。
- 11 職員の昇給昇格、降給降格に関する事。
- 12 各種証明書の交付に関する事。
- 13 行政官庁からの照会に関する事。

園長専決事項

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制、福利厚生に関する事。
- 2 所属職員の旅行命令及び復命に関する事。
- 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事。
- 4 所属職員の服務に関する諸願の許可又は承認に関する事
- 5 臨時職員の任免に関する事
- 6 利用者の預り金(行事費用等)に関する事
- 7 行政官庁からの照会に関する事(定例又は軽易な事項に限る)
- 8 その他園規則により定められた職務範囲の定例又は軽易な事項

副園長専決事項

- 1 所属職員の労務事務に関する事。
- 2 所属職員の手当等の認定及び支給額の決定に関する事。
- 3 収入事務に関する事
- 4 その他園規則により定められた職務範囲の定例又は軽易な事項